

静岡市規則第80号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 7 年 6 月 30 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第8条の2第13項において準用する場合を」を「第4条の4の2及び第8条の2の2において準用する場合を」に、「省令第8条の2第13項において準用する場合に」を「法第18条第20項の規定により通知をする場合に」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第8条の2第17項」を「第4条の11の2及び第8条の2の2」に改め、同条第1号ア中「省令第8条の2第17項において準用する」を「法第18条第28項の規定により通知する」に改め、同号イ中「第8条の2第1項」を「第8条の2の2」に改める。

第7条中「並びに」を「及び」に改める。

第8条第2項中「（法第6条第1項若しくは）」を「（法第6条第1項又は）」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する調査項目等（法第12条第1項に規定する調査に係るものに限る。）は、次の表調査項目の欄に掲げる調査項目に応じ、同表調査方法の欄に掲げる調査方法により実施し、その結果が同表判定基準の欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	調査項目		調査方法	判定基準
(1)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）の閉鎖又は作動の障害とな	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。

	じ。)又は戸 (政令第112 条第19項第2 号に掲げる戸 に限る。以下 この表におい て同じ。)	る物品の放置及び 照明器具、懸垂物 等の状況		
(2)		常閉防火扉の取付 けの状況	目視等又は触診に より確認する。	取付けが堅固でな いこと。
(3)		常閉防火扉、枠及 び金物の劣化及び 損傷の状況	目視等により確認 する。	変形、損傷又は著 しい腐食により遮 炎性能又は遮煙性 能(政令第112条第 19項第2号に掲げ る特定防火設備又 は防火設備に係る ものに限る。)に支 障があること。
(4)		常閉防火扉の固定 の状況	目視等により確認 する。	常閉防火扉が開放 状態に固定されて いること。
(5)		人の通行の用に供 する部分に設ける 常閉防火扉の作動 の状況	扉の閉鎖時間をス トップウォッチ等 により測定し、扉の 質量により運動エ ネルギーを確認す るとともに、必要に 応じてプッシュブ ルゲージ等により 閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる 防火設備等の構造 方法を定める件 (昭和48年建設省 告示第2563号)第 1第1号の規定に 適合しないこと。

			ただし、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した調査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
--	--	--	---	--

第12条第3号中「政令第16条第3項第2号の防火設備」を「随時閉鎖又は作動できる防火設備（防火ダンパーを除く。）」に改める。

第15条第1号中「法第43条第2項第1号」の次に「又は政令第137条の12第6項」を加え、同号の表中

「

2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各界の天井の高さ、床からの開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上	を
----------	--	----------	---

」

「

2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各界の天井の高さ、床からの開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上	に
既存不適格調書 (政令第137条の12第6項の規定による認定を受けようとする場合に限る。)	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項		

」

改め、同条第2号中「第44条第1項第3号」の次に「又は政令第137条の12第7項」を加え、同号の表中

日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置	200分の1以上

日影図(政令第137条の12第7項の規定による認定を受けようとする場合を除く。)	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図(政令第137条の12第7項の規定による認定を受けようとする場合を除く。)	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置	200分の1以上
既存不適格調書 (政令第137条の12第7項の規定による認定を受けようとする場合に限る。)	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。